



6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 新酒米品種（秋田酒120号（品種名：一穂積）、秋田酒121号）の生産拡大

指標	指標名	新酒米品種の作付面積							指標の種類
	指標式	新酒米品種の作付面積（ha）							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a		0	4	4	6			6
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国			種子の供給量及び県内生産者への聞き取り					
把握する時期 当該年度中 01月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名	新酒米品種の醸造酒蔵数							指標の種類
	指標式	新酒米品種で醸造を行った酒蔵数							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a		0	9	10	13			13
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国			県内酒蔵への聞き取り					
把握する時期 当該年度中 02月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

事業の必要性

**現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性**  
 本県農業の成長産業化を進めるため、近年、特定名称酒等で需要が拡大している酒米の生産拡大を進める必要がある。

**住民ニーズに照らした事業の必要性**  
 県内酒蔵では、既存の県育成品種「秋田酒こまち」の他に、山田錦、五百万石等の全国銘柄品種でも酒を造っており、両品種に代わる県育成品種へのニーズがある。

**事業の県関与の必要性**  
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの  
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

新酒米品種は県で開発した育成した品種で、その普及・拡大に向けては県が施策推進する必要がある。

政策評価委員会意見 重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他